

無断転写禁止

E L I C ビジネス & 公務員専門学校

自己評価報告書

令和 7 年度

(令和 6 年度評価)

記載責任者	森 登志男
記 載 者	木村 公一

目 次

I	学校評価の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	学校評価の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
III	学校評価者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
IV	学校の教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
V	本年度に定めた重点的に取り組むことが必要な目標や計画・・・・・・・・	3
VI	評価項目の達成及び取組状況・・・・・・・・	5
	(1) 教育理念・目的・人材育成像・・・・・・・・	5
	(2) 学校運営・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(3) 教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(4) 学修成果・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(5) 学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(6) 教育環境・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(7) 学生の受入れ募集・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(8) 財務・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(9) 法令等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(1 0) 社会貢献・地域貢献・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(1 1) 国際交流・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0

I 学校評価の意義

ELIC ビジネス&公務員専門学校では、文部科学省の「学校評価ガイドライン」に沿って、実行及び検証を行うことで自己評価報告書を作成し、この学校評価を適正な学校運営と教育改革に取り組む一助とする。

II 学校評価の流れ

①学園の第三次中期計画を達成するため、事業計画を作成する。②各教職員が事業計画に基づいて業務を遂行する。③各教職員が現状の問題点を洗い出し総合的に評価する。④自己評価担当が評価内容を分析し自己評価報告書（案）を作成する。⑤自己評価委員会を開催し、提起された課題点に対しての改善方針を定め、自己評価報告書を完成させる。⑥自己評価報告書の内容を学校関係者評価委員会にて検証する。⑦学校評価報告書を作成し、学園本部に提出する。⑧学校評価報告書の必要項目をホームページにて情報公開する。

III 学校評価者

①自己評価

ELIC ビジネス&公務員専門学校のすべての教職員が「自己評価者」となり、自己評価を実施する。自己評価担当者が内容をまとめ、自己評価報告書を作成する。

【自己評価者】

校 長	森 登志男	教 諭	水本 貴久
事 務 長	高田 典明	教 諭	長谷川 靖洋
教務部長	木村 公一	教 諭	西 託民
指導部長	加藤 佳明	教 諭	瀬木 翼
渉外主任	徳永 好宣	教 諭	水谷 奈月
		教 諭	平田 真理恵
		教 諭	高橋 佑樹
		事務職員	伊藤 亜希子

以上 13 名

【令和 7 年度自己評価担当者】

自己評価担当者は、次の本校教職員で構成される。

教務部長	木村 公一	
教 諭	水谷 奈月	
事務職員	伊藤 亜希子	以上 3 名

②自己評価委員会

ELIC ビジネス&公務員専門学校の自己評価委員会は、次の本校教職員で構成される。

校 長	森 登志男	
事 務 長	高田 典明	
教務部長	木村 公一	
学年主任	加藤 佳明	
渉外主任	徳永 好宣	以上 5 名

③学校関係者評価委員会

ELIC ビジネス&公務員専門学校に関係している多様なステークホルダーであり、多角的方面より評価をいただく。構成する関係者は次のとおりである。

在学生保護者	2 名	
本校卒業生	2 名	
学生就職先	1 名	
地域関係者	1 名	
		以上 6 名

IV 学校の教育目標

第三次中期計画（令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度）の 2 年目にあたり、建学の精神、ASU ビジョン 2027 に基づき、KPI に掲げる目標値の達成に向け、特徴と資源を有機的・総合的に活用した具体的な戦略を立案し、その実行に向けての準備を完了する。

V 本年度に定めた重点的に取り組むことが必要な目標や計画

1. DX 推進による教育の重点分野、教育手法等の点検・改善と組織内情報管理システムの整備

- (1) 公務員科、IT スキル科及び留学生の各教育分野において、教育の充実、対面指導の良さを考慮しつつ DX 化を確実に推進する。その取りまとめ責任者は公務員科・指導部長、IT スキル科・教務部長、留学生・校長とし、各々情報を共有する。
- (2) 証明書発行等事務処理の DX 化について、事務長を責任者として、校務支援システム「GAKUEN」「BLEND」等を早期に導入できるように研究検討する。なお、成績等教務主導で実施されているものは、教務部長と協同する。
- (3) 学園の DX 推進委員会と連携し、DX 対応に即した人材育成等の教職員研修を積極的に行う。

2. リカレント教育を踏まえた通信教育の拡充・強化等

- (1) 高校の通信制・単位制課程との連携を強化する。現在実施している両高校通信制・単位制課程との公務員講座、たちばな高校との IT 関連資格取得講座を充実させるとともに、オンラインでの学習も推進する。

3. 将来展望を踏まえ、安心・安全に配慮した校舎・設備等の改修と事業継続計画

(BCP) の見直し

- (1) 令和 5 年度に新たに策定した「施設の保守、改修等の中期計画」を念頭に、教育施設の安心・安全な環境づくりに取り組む。
- (2) 令和 5 年度に見直しを行った「危機管理マニュアル」を踏まえ、地震等災害時に迅速な対応ができるよう行動指針を徹底する。
- (3) 名古屋市との連携事業「金山駅周辺地区エリア防災計画」（退避施設に登録）に基づき、「金山駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」等と連携し、最新情報を共有する。
- (4) 名古屋ブライダルビューティー専門学校の校舎使用につき、大学通信教育部と相談し、平日の使用を検討する。

4. 働き方改革の流れを踏まえた魅力的な労働環境づくりとコンプライアンス体制の一層の強化

- (1) 中期計画の趣旨を踏まえ、柔軟な働き方、多様な雇用を実施する。その手始めとして非常勤の顧問アドバイザーの採用を行い、多方面の知識を学校運営に生かす。

- (2) 管理職を中心にコンプライアンス関連等各種リスクに関する管理体制の強化を図るとともに、教職員個々の希望などを踏まえた魅力的な労働環境づくりを推進する。特に教職員の事務処理の自動化、ペーパーレス化を進める。
- (3) 教職員に SD 研修、FD 研修を実施する。

5. 透明かつ自律的な学園運営の確保とチェック機能の強化

- (1) 学校法人のガバナンスの強化に向けた取り組み（私立学校法・学園寄付行為改正）に沿った適切な対応をする。
- (2) 運営委員会を中心に情報の共有、透明性を確保するとともに、法人本部とも連携してチェック機能を高めるように努める。

6. 第三次中期計画に基づく数値目標

- (1) KPI の数値が達成でき、将来に繋がる体制作りを推進します。
- (2) 令和 7 年度の基本金組入前当年度収支差額（暫定）及び入学者数の数値目標の設定を 9 月を目途に行う。

7. 第三次中期計画の実行

- (1) 将来計画プロジェクトチームを編成し、ELIC 第三次中期計画に掲げる内容をはじめ具体的な施策を検討し、その工程表を作成する。
- (2) 将来計画プロジェクトチームの統括責任者は教務部長とし、中間答申は 9 月 20 日、最終答申は 12 月 20 日とする。
- (3) 若年人口減少という状況で、留学生がより本校の柱となりつつある。その学習内容、カリキュラム、形態を見直すチームを将来計画プロジェクトチームの下に置く。そのリーダーは指導部長が務建学の精神、ASU ビジョン 2027 及び第三次中期計画、KPI に基づき、次の 3 つの実現を目指し施策を進める。

VI 評価項目の達成及び取組状況

自己評価者の評価平均が 2.5 未満の項目又は評価平均の低い 3 項目を問題項目とし、現状分析・改善案を作成し、重要改善項目と位置づける。

(1) 教育理念・目標

評価基準「適切：4 ほぼ適切：3 やや不適切：2 不適切：1」

評 価 項 目	評 価
a. 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか (専門分野の特性が明確になっているか)	3.64
b. 学校における職業教育の特色は何か	3.43
c. 社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか	3.29
d. 学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが生徒・学生・関係 業界者・保護者等に周知がなされているか	3.07
e. 各学科の教育目標・育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向け て方向づけられているか	3.29

(2) 学校運営

評価基準「適切：4 ほぼ適切：3 やや不適切：2 不適切：1」

評 価 項 目	評 価
a. 目的等に沿った運営方針が策定されているか	3.43
b. 運営方針に沿った事業計画が策定されているか	3.50
c. 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、また、 有効に機能しているか	3.00
d. 人事、給与に関する規程等は整備されているか	3.43
e. 教務・財務等の組織整備などの意思決定システムは整備されているか	3.36

f. 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか	3.36
g. 教育活動等に関する情報公開が適切になされているか	3.43
h. 情報システム化等による業務の効率化が図られているか	2.71

(3) 教育活動

評価基準「適切：4 ほぼ適切：3 やや不適切：2 不適切：1」

評 価 項 目	評 価
a. 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか	3.43
b. 教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年数に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか	3.36
c. 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか	3.14
d. キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか	3.14
e. 関連分野の企業・関係施設や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか	3.14
f. 関連分野における実践的な職業教育（産業連携によるインターンシップ・実技・実習等）が体系的に位置づけられているか	2.64
g. 授業評価の実施・評価体制はあるか	3.57
h. 職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか	3.29
i. 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか	3.57
j. 資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか。	3.36
k. 人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか	3.21

l. 関連分野における業界等との連携において優れた教員（本務・兼務含む）を確保するなどマネジメントが行われているか	3.00
m. 関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取り組みが行われているか	3.14

（４）学修成果

評価基準「適切：４　ほぼ適切：３　やや不適切：２　不適切：１」

評 価 項 目	評 価
a. 就職率の向上が図られているか	3.36
b. 資格取得率の向上が図られているか	3.50
c. 退学率の低減が図られているか	2.79
d. 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか	3.00
e. 卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか	3.14

（５）学生支援

評価基準「適切：４　ほぼ適切：３　やや不適切：２　不適切：１」

評 価 項 目	評 価
a. 進路・就職に関する支援体制は整備されているか	3.36
b. 学生相談に関する体制は整備されているか	3.36
c. 学生に対する経済的な支援体制は整備されているか	3.50
d. 学生の健康管理を担う組織体制はあるか	2.86
e. 課外活動に対する支援体制は整備されているか	2.79

f. 学生の生活環境への支援は行われているか	3.00
g. 保護者と適切に連携しているか	3.43
h. 卒業生への支援体制はあるか	2.93
i. 高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・就業教育の取組が行われているか	3.43

(6) 教育環境

評価基準「適切：4 ほぼ適切：3 やや不適切：2 不適切：1」

評 価 項 目	評 価
a. 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか	2.64
b. 防災に対する体制は整備されているか	3.36

(7) 学生の受入れ募集

評価基準「適切：4 ほぼ適切：3 やや不適切：2 不適切：1」

評 価 項 目	評 価
a. 高等学校等接続する機関に対する情報提供等の取組が行われているか	3.29
b. 学生募集活動は、適正に行われているか	3.21
c. 学生募集活動において、資格取得・就職状況等の情報は正確に伝えられているか	3.36
d. 学生納付金は妥当なものとなっているか	3.07

(8) 財務

評価基準「適切：4　ほぼ適切：3　やや不適切：2　不適切：1」

評 価 項 目	評 価
a. 中長期的に学校の財務基盤は安定しているか	3.29
b. 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	3.29
c. 財務について会計監査が適正に行われているか	3.71
d. 財務情報公開の体制整備はできているか	3.54

(9) 法令等の遵守

評価基準「適切：4　ほぼ適切：3　やや不適切：2　不適切：1」

評 価 項 目	評 価
a. 法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか	3.31
b. 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか	3.14
c. 自己評価の実施と問題点の改善を行っているか	3.36
d. 自己評価結果を公開しているか	3.79

(10) 社会貢献・地域貢献

評 価 項 目	評 価
a. 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか	3.54

(11) 国際交流

評 価 項 目	評 価
a. 留学生の受入れ・派遣について戦略を持って行っているか	2.93
b. 留学生の受入れ・派遣、在籍管理等において適切な手続き等がとられているか	3.57
c. 留学生の学習・生活指導等について学内に適切な体制が整備されているか	3.29